

## 【議事録】

### (1) 市内における犯罪の概況について

#### ◆事務局からの説明（資料のとおり）

##### ◇委員

- ・南署管内でも刑法犯認知件数は、増加傾向にある。
- ・刑法犯の中でも窃盗、特に自転車盗が多く、特に佐賀大学近辺での自転車盗難が多い状況。自転車盗の無施錠率は85%を超えている。
- ・佐賀大学でも施錠に関するビラ配りやキャンペーンを行った。
- ・ニセ電話詐欺、SNS型投資詐欺・ロマンス詐欺が増加。被害額も大きく、最高で1件の被害額が5,000万円を超えているケースもある。
- ・年代別で40代、50代の方が多く被害に遭っていることに対する対策として、事業所を回り、朝礼時に啓発や被害防止の呼びかけを行っている。
- ・他にも、えびすFM等の様々な情報媒体を活用して、周知・啓発を行っている。

##### ◇委員

- ・JR佐賀駅の周辺整備構想に基づいて、人の流れに変化が生まれ、若者少年による喫煙等の110番の通報件数が増加した。
- ・環境改善対策の一つとして佐賀市協力のもと、ポスター（ラミネート）掲示を行っている。
- ・佐賀駅南口のタクシー駐留スペースを1台分、パトカーの駐留用として使用し、24時間体制で警戒している。
- ・夏休み期間中、佐賀市・少年補導員・学校の先生方等の協力を得て、合同で佐賀駅周辺を複数回、巡回パトロールを行った。結果、110番の通報件数が減少した。
- ・南署同様、北署でも自転車盗が多く、佐賀県内でも発生件数が1番多い状況。北署管内には佐賀駅、大型ショッピングセンターもあり、自転車盗の件数は、7月末現在で87件。うち無施錠件数76件で無施錠率が87.4%だった。
- ・自転車盗難発生場所として、JR佐賀駅、ゆめタウン、JR鍋島駅が不動のスリートップとなっている。この場所の自転車盗難件数減少の対策として、駐輪場に掲示するラミネートのポスターを作製し、自転車盗の抑止を図っている。

##### ◇会長

- ・ニセ電話詐欺は、携帯電話よりも家の固定電話にかかってくる場合が多いのか。また、SNS型の詐欺といった場合に、フェイスブックやTi k Tok、インスタグラム等、色々なSNSがあるが、どういったSNSが想定されるのか。

##### ◇委員

- ・答えられる範囲でということで、家の電話にかかる場合もあり、携帯電話に突然メールが届いたりという場合もある。

- ・SNSは各社、運営されているので警察の立場から『ここが多いですよ』と発言してしまうと色々な問題が生じるので、広報時でもその点は控えさせていただいている。
- ・SNS型投資詐欺等でも客観的に考えると詐欺だと分かると思うのだが、話にはまってしまい騙されるといったこともあるので、周囲の人に相談することで何かおかしいと気づき、警察へ相談することで犯罪の抑止にもつながると思う。

◇委員

- ・自分のスマートフォンに非通知電話や海外からの電話が頻繁にかかるようになった。それらの電話には出ないようにしているが、もし、電話に出た場合、どうなるのか。

◇委員

- ・ケースバイケースではあると思うが、出たらどうなるというよりも、出た後の対応をどうするのかということが重要。関係のない電話は直ちに切断していただくのがよい。
- ・先ほどのSNSについて、最初は開放的なアプリの画面から始まり、リンクをクリックすると、閉鎖的なやり取りのLINEに導き、相手が限られるような画面に進行していくので、周りが気づきにくく、騙されていってしまう場合が多い。SNSに関しても、関係のない画面は、直ちに切断していただきたい。

◇委員

- ・子ども見守りサービス“otta”について、このサービスは子どもが一人で遠くへ行って、犯罪に巻き込まれないようにするということが目的か。また、徐々に導入校の範囲を広げられているが、それは何か具体的な効果があったのか。

◇委員

- ・民間業者がやられている“otta”というシステムを使っており、グループ通信機能のついた見守り端末を子どもに持たせて、学校や郵便局等といった見守りスポットや見守り人というアプリをダウンロードした人とすれ違った際に、何時何分にここで、この端末番号を持った子と擦れ違いましたという記録が会社に記録が残るというようなシステム。万が一、子どもが行方不明や家に帰ってこないなど、事件に巻き込まれたような可能性がある場合には、警察とも協定を結んでいるので、直ちに何時何分にどこを通ったか、その子の位置情報を警察へ情報提供をして早期解決を図る一助となる。
- ・補足だが、“otta”のシステムを作る際に金銭的な負担、1校あたり約100万円程度かかるので、令和6年1月25日に佐賀市の子どもを見守る会、佐賀市を網羅する3つの経済団体、佐賀商工会議所、佐賀市北商工会、佐賀市南商工会により、見守りサービス事業に対する協賛金の支援組織を設立頂いている。この見守りサービスを市内全域に広げることを目的として、資金調達と事業啓発を

後押しするということをやっている。現在、9校でサービスを開始しているが、今年度の10月1日からプラス2校、本庄小学校、新栄小学校においてサービスを開始する。

◇委員

- ・実際、位置情報を警察へ提供した事例はあるのか。
- ・保護者からの声としても好評か。

◇委員

- ・幸いにして、位置情報を警察へ提供したという事例はない。
- ・このサービスの端末を持つことに関しては、無料のサービスとなっており、学校通信等のお便り機能等を使い、『サービスに加入しませんか』という加入の御案内を差し上げ、希望された方に無料の端末を差し上げるという形になる。現在の加入率は4割程度。無料サービスなので、できるだけ加入率を上げるようなPRに努めている。

◇委員

- ・子ども見守りサービス“otta”の導入当初は、佐賀市の民生委員児童委員協議会への連絡があったが、その後、連絡等がない。今後、お知らせ等をする予定はあるのか。

◇委員

- ・導入当初はお知らせをしていたが、今後、お知らせの必要性を含めて、部署内で協議し、できるだけお知らせするような形にしたいと思う。

◇会長

- ・子ども見守りサービス“otta”については、見守り人が増えることで、より網羅されていくということを考えると、民生委員の方々にも改めてお知らせ等があった方がいいのではないかと思う。

◇委員

- ・“otta”の中で子どもの話があったが、高齢者については深夜の徘徊等も増えている。そういった高齢者にGPSを持たせるというような対策はあるのか。

◆事務局

- ・“otta”については、見守りスポット等、基地局がたくさん増えていった先の将来的な形として、高齢者の方々への見守りへの活用も考えていると伺っている。

◇委員

- ・子ども110番の家の旗については、PTAの方で配布をされているのか。

◆事務局

- ・佐賀地区防犯協会が各地区防犯協会に対して、子ども110番の旗やポール等について、必要な本数等を調査され、配布をされている。

◇委員

- ・佐賀地区防犯協会の理事をしている。先ほどの110番の家ののぼり旗に関してだが、管理をPTAがやっている校区と小学校がやっている校区があるため、自分の校区はどこが管理をしているのか、確認された方が一番確実である。
- ・7月に佐賀地区防犯協会の理事会が終わったので、これから各地区の防犯協会の方が在庫はあるのか、ポールはあるのか等の調査をされると思う。

◇委員

- ・110番の家に関して、管理が自治会であったり、PTAであったりとまちまちであるのは事実だが、名簿の管理はPTA協議会の事務局、窓口は各校区の小学校である。110番の家がスタートした当初は、きれいに整理されていたが、人の入れ替わり等で整理できてない部分があり、PTA協議会でも課題であった。子ども110番の家ののぼり旗やステッカー等の作成は佐賀地区防犯協会、チラシ作成は佐賀市の社会教育課でやっていただいた。今年度中にPTA協議会の中で協議をし、各校区がどのように管理するのか、整理を行いたいと思っている。

(2) 客引き等の規制強化について

◆事務局からの説明（資料のとおり）

◇委員

- ・先ほどの迷惑電話に対する対応についての補足だが、怪しい電話は出ないこと。電話番号は数字の羅列なので、機械を使用すればランダムに電話をかけることができる。電話に出なければ、電話がかかるとは終息していくと思われるので、絶対に出ないでいただきたい。
- ・県の迷惑行為防止条例ではあるが、客引き等の迷惑行為が多いエリアは、ほとんどが南署管内。客引き・客待ちだけではなく、全体の環境を浄化していくということが必要であると考えている。飲食店を無くしていく訳ではなく、きちんとした形できちんとした許可を持って、きちんとしたお店でみんなが楽しく飲めればいいのではないかと考えている。
- ・北署と共に飲食業組合と協定を結んでおり、繁華街で飲食業組合が設置している防犯カメラについて、トラブル等が起きた際に、迅速に映像を提供いただける協定を結んでいる。
- ・7月26日に繁華街のローラーを行った。機動隊のバス2台をエスプラッツの南側に横付けし、約70名の警察官によって250以上の飲食店に一斉に立ち入りを行った。18歳未満の入店は不可や、許可証の掲示、従業員の名簿作成等の確認と是正を行いながら、客引き等についてはもともと風営法で禁止されている部分もあるので、今後、県の条例でこういう風が変わっていくということを周知した。

- ・警察は取締機関なので、佐賀県の迷惑行為防止条例の改正を受けて、違反があれば当然取締りをしていく。
- ・環境浄化、看板の設置も含めて、行政の方で主体的にやってもらえると警察としても助かる。
- ・条例は改正されて間もないので、しっかり勉強していかないといけない。人を一人捕まえる訳だから、雑にはできないし、きちんと確認して捜査をしていきながらと考えている。やりがいはあり、非常に手がかかるが、一生懸命やっている状況。個別にどういう風にやるということをこの場では言えないが、本日も繁華街の状況を見ていただければ、一斉立入りの効果が出ているのではないかと思う。夜、巡回をしても以前より、大分、客引き等は減っていると感じている。
- ・店側も営業はしたいが、捕まりたくはないというところのせめぎ合いはあろうかと思うが、法令に違反があれば、厳正に対処したいと考えている。

◇会長

- ・国スポの開催に向けて、県内外から佐賀市内にたくさんの方々がお見えになることが予想されるこの時期なので、市民の方々だけでなく、そのような県内外からのお客様が気持ちよく繁華街の飲食店を利用していただくためにも、今回の条例改正は非常に重要な意味をなしているのではないかと思われる。そういう意味でも、警察として見回りの強化等、尽力されているとお話をいただいた。市や委員の皆様のご団体におかれましても、可能な周知や啓発活動、何か効果的な取組みができればと思っている。
- ・9月1日施行ということで、まだ新しいところなので、どういうふうな形でこの規制が効果を発揮していくのか、また、この強化によってどう変わっていくのか、まだ見えにくいところはあるが、委員の皆様から意見等がある場合は、改めて事務局へ連絡いただければと思う。